

第8版への序文

大方の予想に反して、ドナルド・トランプがアメリカの第45代大統領に就任した。その型破りな政治理念と政治手法のゆえに、またその過激な発言と主要なマス・メディアに対する反抗的な態度のゆえに強い批判を受けながら、就任早々から次々とそれまでのオバマ政権の政策を覆し、新しい政策を打ち出している。スカリア裁判官死去のあと空席だった連邦最高裁の裁判官として保守派のニール・ゴスチ裁判官を任命したことに続き、最高裁の構成とその行方にも大きな影響を与えることが予想される。アメリカの憲法は、今後どうなるのであろうか。連邦最高裁は、どのような方向に向かうのであろうか。

この本は、このアメリカの憲法と連邦最高裁の現在を簡潔に示すことを目的としている。

本書の初版の出版以来、まもなく30年になろうとしている。こうしてさらに第8版を出版できることは、望外の喜びである。今回も、第7版の出版以降の憲法判例の展開を踏まえ、内容を最新のものとすることが改訂の主な動機である（本書では、2016年度開廷期終了まで、すなわち2017年6月までの判例を補充している）。本書の基本的姿勢も目的も初版から変わってはいない。アメリカ憲法の概要、とりわけ連邦最高裁による憲法判例の概要をわかりやすく説明することによって、アメリカ憲法を少しでも多くの方に知ってもらいたいと願っている。とりわけ、トランプ大統領の就任によりアメリカの憲法は重大な転換点にさしかかっているので、本書がアメリカ憲法の理解に役立てれば嬉しい限りである。

第8版への序文

今回も校正及び参考文献の収集に際しては、(2018年4月より千葉大学大学院専門法務研究科准教授の)白水隆さん及び京都大学大学院博士後期課程在学中の伊藤健君にお世話になった。また出版にあたっては、有斐閣書籍編集部 of 笹倉武宏さんのお世話になった。この場を借りて感謝したい。

2018年3月 バンクーバーにて

著 者

序

戦後日本国憲法がアメリカ憲法の影響の下に制定されたこともあり、アメリカ憲法への関心は、益々強まっているように思われる。とりわけ最近になって、憲法訴訟に対する関心が高まるにつれて、様々な領域でアメリカ憲法理論を参照する傾向が拡大している。

しかし、アメリカ憲法をアメリカ憲法として全体的に把握することは必ずしも容易でないように見受けられる。その理由のひとつは、元来大陸法的思考方法に慣れ親しんだわれわれに、判例法主義を採用するアメリカ憲法がしっくりこないということであろう。またアメリカでの法学教育は、わが国のそれと異なりもっぱら弁護士養成のためであり、それゆえアメリカにおける憲法の枠組も、体系的理解というより、判例を中心とする個別具体的考察を重視している。アメリカでの法学研究・法学教育は、憲法も含め、あくまで実践的なものである。このことも、アメリカ憲法の理解を困難にしている一因であろう。

本書は、アメリカ憲法を学ぶ学生、あるいはアメリカ憲法に興味を持つ人々にアメリカ憲法を概説することを目的としている。しかし、上に述べたような点を考え、できる限りアメリカのロー・スクールで教えられている憲法の講義を中心としつつも、アメリカ憲法の歴史や憲法の基本原則・統治機構の概観などをも加え、なるべくわが国の読者に理解しやすいように関連づけることを心掛けた。また、アメリカ法研究の問題点として指摘されるような、単なる判例の羅列や概説に陥らないように、特に判例の歴史的展開とその背景、そして判例に対する学説の評価などをなるべく参照しながら説明し

序

たいと思う。一つの試みとして、御意見・御批判を頂ければ幸いである。

多くの人々の助力なくしては、本書を書き上げることはとてもできなかった。この場をかりて、とりわけ、私が憲法学、そしてアメリカ憲法学に興味を持つきっかけを与えて下さった京都大学の佐藤幸治教授、本書の原稿を読んで批判・意見を頂いた三重大大学の市川正人助教授、京都大学の木南敦助教授、そして関西アメリカ公法研究会を始めとして様々な機会に御教示を頂いた方々に深く感謝したい。また、君塚正臣君、松本和彦君、藤井樹也君の三名には、資料収集、校正その他で大変お世話になった。彼らの助力にも、感謝しておきたい。

1989年春 大阪にて

著 者

目 次

第 1 部 アメリカ憲法の基礎 (1)

第 1 章 アメリカ憲法の歴史 (2)

第 1 節 合衆国憲法の制定 (2)

1 憲法成立前史 (2)

植民地の形成 (2) 独立戦争への途 (3) 独立宣言とアメリカ合衆国の形成 (5)

2 合衆国憲法の制定 (6)

独立後の混乱 (6) 憲法制定会議 (7) 合衆国憲法 (8) 邦による批准 (9)

3 合衆国憲法制定後 (10)

建国直後の政治 (10) 連邦議会の権限をどこまで認めるか (10) 司法審査権の確立 (11)

第 2 節 南北戦争と合衆国憲法 (11)

1 南北戦争への途 (11)

合衆国憲法と奴隷制 (11) 自由州と奴隷州の対立 (12)

2 南北戦争 (13)

3 南部再統合と憲法改正 (14)

南部再統合のための憲法改正 (14) 南部再統合の行方 (14)

第 3 節 ニュー・ディール (15)

1 大恐慌とニュー・ディールへの途 (15)

大恐慌への途 (15) ニュー・ディール (16)

2 ニュー・ディールと最高裁 (16)

目 次

最高裁の抵抗 (16) コート・パッキング計画 (17) 憲法革命 (18)

第4節 ニュー・ディール以降 (18)

1 第2次世界大戦 (18)

2 冷戦とマッカーシズムの嵐 (19)

3 市民的権利擁護運動とベトナム反戦運動 (19)

市民的権利擁護運動 (19) ベトナム戦争と反戦運動 (20)

4 アメリカの現在 (21)

第5節 最高裁 (22)

1 ウォーレン・コート (22)

二重の基準論の萌芽 (22) ウォーレン・コート (23) バーガー・コートによる反動 (24)

2 レンキスト・コート以降 (25)

レンキスト・コート (25) ロバーツ・コート (27)

第6節 アメリカ憲法学の変遷 (28)

1 憲法学の歴史と変遷 (28)

古典的法宣命説 (28) リアリズム法学 (28) プロセス法学 (29) 解釈主義・非解釈主義そして始源主義・非始源主義 (29)

2 アメリカのロー・スクールにおける憲法学 (30)

第2章 アメリカ憲法の基礎原理 (33)

第1節 アメリカ憲法の基本原則 (33)

1 国民主権と民主主義 (33)

国民主権原理 (33) 民主政か共和政か (34) 多数者支配原則か立憲主義か (36)

2 権力分立原則 (36)

権力分立 (36) 起草者達の理解 (37) 争われているその具体的意味 (38)

3	連邦制 (38)
	連邦政府と州 (38) 連邦と州の権限分配 (39)
4	個人の権利の保障 (40)
	個人の権利の保障の持つ意味 (40) 明文根拠を欠く権利の問題 (41)
	個人の権利保障の意味をどう考えるか (42)
5	司法審査制 (43)
	司法審査制の確立 (43) 司法審査制と民主政 (44)
第2節 憲法の最高法規性と憲法の改正 (45)	
1	最高法規性 (45)
2	憲法の尊重 (45)
3	憲法の改正 (46)
	憲法改正の要件 (46) 成立した憲法改正 (47) 憲法改正禁止規定 (48)
	憲法改正規定によらない憲法改正の可能性 (48)
第3章 統治の基本構造 (50)	
第1節 連邦議会 (50)	
1	連邦議会の構造 (50)
	上院と下院 (50) 上院議員 (50) 下院議員 (51)
2	連邦議会の権限 (51)
3	立法のプロセス (54)
	立法の手続 (54) 立法への明示的制限 (55) 予算と支出法案 (56)
	個別法と公法 (56) 議院の自律権と議員の特権 (57)
4	連邦議会の議員の選挙 (57)
	選挙制度 (57) 多選禁止の試み (59)
第2節 大統領 (60)	
1	大統領 (60)
2	大統領の選出方法 (60)

目 次

大統領選挙 (60) 大統領選挙をめぐる訴訟 (63) 任期と大統領が死去・辞職した際の継承と代行 (64)

3 大統領の権限 (64)

執行権 (64) 大統領に付与された権限 (65) 執行府命令 (67)

第3節 司 法 府 (68)

1 裁判所 (68)

アメリカの裁判所制度 (68) 事件・争訟 (69) 裁判官 (70) 司法権行使への制限 (70)

2 連邦最高裁 (71)

連邦最高裁の構成 (71) 管轄権と上訴 (71) 審理 (72) 判決 (72)

3 最高裁の裁判官 (74)

最高裁裁判官の任命資格 (74) 任命プロセス (74) ロー・クラーク (75)

第4節 州 (76)

1 州の権限 (76)

2 州の権限への制限 (77)

第2部 司法審査権 (83)

第4章 司法審査権 (84)

第1節 司法審査権の確立 (84)

1 Marbury v. Madison (84)

背景 (84) 法廷意見 (85)

2 司法審査権の正当性 (86)

はたして司法審査権は正当化されうるか (86) 司法審査権の受容 (88)

3 司法審査権行使の枠組み (88)

司法審査権の性格 (88) 司法審査の対象 (89) 最高裁の管轄権に例外

を設ける権限 (90)	
第 2 節 憲法訴訟 (92)	
1 訴訟の提起 (92)	
2 憲法問題の提起 (94)	
3 違憲審査 (95)	
憲法判断の回避 (95) 憲法判断の方法 (96) 違憲判断基準 (97) 二重の基準論 (99)	
4 違憲判決の効果と効力 (100)	
違憲判決の効果 (100) 違憲判決の効力 (100) 違憲判決の権威性 (101) 憲法判断の先例拘束性 (102) 救済 (102)	
第 3 節 司法審査と民主主義——最高裁の憲法解釈権の限界 (104)	
初期の理解 (104) ニュー・ディール (105) ウォーレン・コートと司法積極主義・消極主義 (106) 現在 (107)	

第 3 部 連邦の諸部門の権限 (111)

第 5 章 連邦議会と立法権 (112)

第 1 節 連邦議会の権限の範囲 (112)	
1 連邦議会と「立法権」 (112)	
2 連邦主義 (113)	
McCulloch v. Maryland (113) その後 (115)	
3 立法権と立法権の委任 (116)	
立法権の意味 (116) 立法権の委任の限界 (117)	
第 2 節 州際通商規制権 (119)	
1 連邦議会の州際通商規制権の射程 (120)	
初期の事例 (120) 連邦議会による州際通商規制 (120) ニュー・ディール (122) 州際通商規制権の見直し (123) 1995 年までの状況 (125)	

目 次

現在 (126)

2 州の自律権による州際通商規制権の限界 (129)

州としての州 (129) 二重の主権 (130)

3 連邦議会の権限行使のない場合の州の州際通商規制 (131)

初期の事例 (131) 比較衡量論の確立 (132) 州際通商に付随的に影響
を与える州の規制 (133) 差別的・保護主義的規制 (135)

第3節 その他の連邦議会の権限と立法権への制限 (138)

1 その他の連邦議会の権限 (138)

課税権限 (138) 支出権限 (140) 戦争権限 (142) 条約と外交関係処
理の権限 (143)

2 立法権への構造的制約 (145)

私権剝奪法の禁止 (145) 事後法の禁止 (147)

第6章 大統領と執行権 (150)

第1節 大統領の執行権と権力分立原則 (150)

1 大統領の持つ権限 (150)

執行権の意味 (150) Steel Seizure 事件 (151)

2 執行権と独立行政委員会 (152)

独立行政委員会 (152) 執行権と独立行政委員会 (153) 現在の理解
(154)

3 権力分立原則 (157)

起草者達の意図 (157) 判例理論の変遷 (157) 柔軟な権力分立原則観
に基づく諸判決 (158) 厳格な権力分立原則観に基づく諸判決 (159)
現在の理解 (160)

第2節 大統領の他の権限 (164)

1 外交関係処理する権限 (164)

2 軍の指揮 (166)

軍の指揮官としての権限 (166) グアンタナモ湾基地における敵戦闘
員の拘束 (167)

第7章 裁判所と司法権 (170)

第1節 司法権 (170)

1 司法権付与の意義 (170)

2 連邦の司法権の及ぶ範囲 (171)

3 事件・争訟性の要件 (174)

事件・争訟性の要件の意味 (174) 事件・争訟性の要件の内容 (175)

事件・争訟性の諸要件の具体的意味 (175) 事件・争訟性要件の存在
意義 (178)

第2節 事件・争訟性の要件の諸要素 (179)

1 原告適格 (179)

原告適格の意義 (179) 原告適格要件の緩和 (180) 原告適格要件の厳
格化 (182) 原告適格要件の現在 (185) 因果関係と救済可能性の証明
(188) 納税者訴訟 (189) 議会による授權 (190) 原告適格要件をどう
考えるか (192)

2 成熟性及びムートネスの法理 (193)

紛争の具体性と成熟性 (193) ムートネス (195)

3 政治的問題 (198)

政治的問題の意味 (198) 憲法上他の部門に委ねられている場合 (199)
解決の基準が欠けている場合 (200) 紛争が高度に政治的な場合 (201)

第4部 個人の権利の保障 (205)

第8章 個人の権利保障の基本的枠組み (206)

1 個人の権利保障の体系 (206)

目 次

- もともとの憲法 (206) 権利章典 (206) 南部再統合改正 (208) アメリカにおける権利保障の特徴 (209)
- 2 州に対する権利保障 (211)
 - 州に対する構造的制約 (211) 編入理論 (213)
- 3 政府の行為及びステイト・アクション (216)
 - 意義 (216) 公的機能理論 (217) 司法的執行理論 (218) 州の介在 (219)
- 4 市民的権利保護立法 (222)
 - 市民的権利保護法の歴史 (222) 市民的権利保護の連邦議会権限 (213) 権利保護義務 (225)
- 5 権利侵害と憲法訴訟 (226)

第9章 表現の自由 (231)

第1節 表現の自由の基礎理論 (231)

- 1 表現の自由の意味 (231)
 - 起草者の意図 (231) 表現の自由の保護範囲とその制約 (232) 表現の自由の価値ないし機能と表現の自由に対する特別の保護 (233) 修正第1条とプレス (236)
- 2 煽動罪をめぐる事例における表現の自由法理の展開 (237)
 - 初期の事例 (237) 第1次世界大戦と防諜法 (237) 明白かつ現在の危険基準の採用 (239) 冷戦と共産主義的表現の制約 (241) 1960年代以降の展開 (242)
- 3 表現制約立法の合憲性判断基準 (243)
- 4 表現の自由の派生的法理 (246)
 - 事前抑制の原則的禁止 (246) 表現の自由規制における手続的保障 (248) 過度の広汎性ゆえの無効の法理 (248) 曖昧性ゆえの無効の法理 (249) より制限的でない代替手段の準則 (250)

第2節 表現の自由をめぐる具体的諸事例 (250)

1 表現の内容に向けられた制約 (250)

合憲性審査の枠組み (250) 違法な行為の煽動ないし唱道 (253) 敵対的聴衆とけんかの言葉 (254) 不快な言論 (255) 虚偽の表現 (259) 名誉毀損 (260) プライバシーの権利侵害 (263) 精神的苦痛 (265) ヘイトスピーチないし差別的表現 (266) わいせつな表現 (267) 児童ポルノ (270) 営利的表現 (271) 選挙活動の規制 (274) 選挙資金規制 (275) 刑事司法の妨害 (280) 公務員の表現の自由 (281) 政府補助と表現の自由 (283) 政府による言論 (285) 表現の強制及び情報開示義務 (285)

2 表現内容に向けられていない制約 (286)

合憲性審査の枠組み (286) 表現行為の時・場所・態様の制約 (288) 音量の規制 (288) 屋外広告物の規制 (289) 受け手のプライバシー保護のための規制 (290) 文書配布の規制 (291) 戸別訪問と勧誘行為 (291) 寄附金集めの規制 (292) 署名集めの規制 (293) 表現行為以外の行為の規制が表現の制約となる場合 (293) 国旗侮辱処罰の限界 (295)

3 パブリック・フォーラムにおける表現 (297)

パブリック・フォーラム理論の展開 (297) 伝統的パブリック・フォーラム (299) 創出されたパブリック・フォーラム (302) ノン・パブリック・フォーラム (303) パブリック・フォーラム論の問題点 (305)

4 情報を受領する自由・取材の自由 (306)

情報を受領する自由・取材の自由 (306) 取材源開示拒否及び報道機関の搜索 (307) 政府情報へのアクセスの制限 (308) 裁判の公開と取材の自由 (309)

5 放送, ニュー・メディア, インターネット (311)

放送の自由 (311) ニュー・メディア (312) インターネット (314)

目 次

6 アクセス権 (316)

第3節 結社の自由 (317)

1 結社の自由の保障 (317)

2 結社の自由の制限 (318)

共産主義団体の規制 (318) 政党 (319) 結社の自由と平等保護 (321)

結社の自由と構成員の表現の自由 (323)

第10章 国教樹立禁止と信教の自由 (327)

第1節 国教樹立禁止 (327)

1 国教樹立禁止の意味 (327)

国教樹立禁止条項の意義 (327) 政治と宗教の関わり の限界 (328)

2 宗教活動や宗教団体に対する政府の補助 (329)

私立学校への政府の補助 (329) 揺れ動く判例 (330) 1980年代の展開 (331) 現在の立場 (332) 大学への補助 (333) 私立学校以外の宗教団体への補助 (334) 宗教活動への政府の援助の拒否 (334) 宗教活動間での差別 (335)

3 公立学校における宗教 (336)

宗教的教育の許容性 (336) 祈禱・聖書朗読・黙禱 (337) 進化論と十戒 (338)

4 それ以外の政府と宗教の関わり (339)

日曜休日法 (339) 州議会における牧師の祈禱 (339) キリスト生誕の飾り (340) 十戒の記念碑 (341) 宗教に対する特権付与 (342) 便宜供与 (343) 特定の宗教に対する敵意と国教樹立禁止条項 (344)

第2節 信教の自由 (345)

1 信教の自由の保障とその限界 (345)

伝統的な立場 (345) *Sherbert v. Verner* (346)

2 宗教的理由による例外の限界 (347)

3 信教の自由の現在 (351)

第11章 財産権の保護 (354)

第1節 収用条項 (354)

1 公用収用権の意義 (354)

2 収用の意義 (355)

公用収用権とポリス・パワーの関係 (355) 土地利用規制と規制収用 (356) 個別具体的考察のアプローチとカテゴリーカルなアプローチ (356) 現在 (358) 土地利用規制以外の経済的規制 (360)

3 公共の用のため (362)

4 正当な補償 (363)

第2節 契約条項 (363)

1 1960年代までの展開 (363)

2 1970年代以降の展開 (365)

第12章 デュー・プロセス (369)

第1節 手続的デュー・プロセス (369)

1 デュー・プロセスの意味 (369)

2 手続的デュー・プロセス理論 (370)

デュー・プロセスの革命 (370) 二段階審査理論の確立 (371)

第2節 経済的実体的デュー・プロセス理論 (373)

1 実体的デュー・プロセス理論の背景 (373)

歴史的背景 (373) 実体的デュー・プロセス理論への道程 (374)

2 経済的実体的デュー・プロセス理論 (375)

Lochner v. New York (375) Lochner 判決以降 (376)

3 実体的デュー・プロセス理論の崩壊 (377)

経済的実体的デュー・プロセス理論の崩壊 (377) 実体的デュー・プ

目 次

ロセス理論の問題点 (379)

第3節 プライバシー保護の実体的デュー・プロセス理論 (380)

1 実体的デュー・プロセス理論の復活 (380)

Lochner 判決の時代の遺産 (380) 復活への道程 (381) Roe v. Wade (382)

2 Roe v. Wade 以後 (383)

妊娠中絶規制の限界 (383) Webster と Casey (386) 現在 (388)

3 妊娠中絶以外のプライバシーの権利 (390)

リプロダクションに関わるプライバシーの権利 (390) 家族の形成・維持に関わるプライバシーの権利 (391) 生命・身体処分に關するプライバシーの権利 (393) ライフスタイルのプライバシーの権利 (394)

4 プライバシー保護の実体的デュー・プロセス理論再考 (395)

第13章 平等保護 (398)

第1節 平等保護理論の展開 (398)

1 平等保護条項の背景 (398)

歴史的背景 (398) 平等の意味 (399)

2 平等保護理論の歴史的展開 (400)

ウォーレン・コート (400) 現在の枠組み (401)

第2節 厳格審査 (403)

1 人種差別と疑わしい区分 (403)

法律上の人種差別 (403) 「別々ではあるが平等」理論の崩壊 (405) 事実上の差別 (407)

2 人種的優遇措置 (409)

優遇措置の許容性 (409) Bakke 判決 (410) Bakke 判決以降 (411) 優遇措置が許される限度 (413)

3 人種以外の疑わしい区分 (414)

人種以外の疑わしい区分の可能性 (414) 外国人 (416)

4 基本的権利理論 (418)

基本的権利理論の意義 (418) 選挙権 (420) 裁判所へのアクセス
(423) 居住移転の自由 (424) プライバシーの権利 (426)

第3節 中間的審査 (427)

1 性差別に関する平等保護理論の展開 (427)

古典的な事例 (427) 新しい展開 (427)

2 性差別の許容性 (428)

中間的審査基準の確立 (428) Craig 判決以降 (429)

3 非嫡出子 (433)

第4節 合理性審査 (435)

1 合理性審査の展開 (435)

2 バーガー・コート以降の展開 (437)

3 現 在 (438)

より詳しい学習のために (444)

アメリカ合衆国憲法 (449)

判例索引 (465)

事項索引 (489)

第1章 アメリカ憲法の歴史

第1節 合衆国憲法の制定

1 憲法成立前史

植民地の形成

ヨーロッパ人の到来以前から先住民が暮らしていた北米大陸に、ヨーロッパ人が初めて来訪したのは、1492年クリストファー・コロンバスの率いるスペイン人達であった。1526年、彼らは現在のサウス・カロライナに初めての植民地を形成しようとしたが、その試みは成功しなかった。その後スペイン、フランス、そしてイギリスがこの地に植民地を築いてゆくことになる。

イギリスからの移民は、東部の海岸地に植民地を形成した。1585年には、エリザベス女王が、彼女の名前にちなんでバージニアの植民地の形成を許可したが、成功せず、のちにバージニア会社が1606年に結成され、1607年ジェームスタウンによりやうく植民地が形成された。1620年には、ピルグリム・ファーザーズと呼ばれる宗教集団が、マサチューセッツのプリマスに植民地を形成する。彼らは、上陸に先立ち、乗ってきたメイフラワー号の船上でメイフラワー規約と呼ばれる規約を結び、植民地を形成したことでよく知られている。その後、1630年にはニュー・イングランドにピューリタンのマサチューセッツ湾植民地が形成される。イギリスは、国教制度が樹立されており、宗教的少数派にはさまざまな迫害が加えられていた。ピューリタンなど、これら宗教的少数者の多くが、信教

の自由を求め新天地にわたってきた。

その後植民地は拡大してゆく。北米大陸にわたってきた人は、多様であった。植民地をめぐるイギリスとフランスの対立は、結局イギリスの勝利に終わり、1763年には、イギリスは旧フランスの植民地を手に入れることになる。独立までには、ニュー・ヨーク、ニュー・ジャージー、ペンシルバニア、バージニアなど13の植民地が形成された。

独立戦争への途

植民地の形態は一樣ではなかった。国王が直轄して統治する植民地もあれば、国王からの勅許状によって自治を認められた植民地もあれば、国王の勅許状によって個人に植民地の経営が認められた植民地もあった。しかし、一般に植民地においては、国王の代理として総督がおかれ、総督の統治に助言する執行参事会と、植民地人によって選挙された代表者からなる代表議会が設けられた。ただし、植民地の代表議会の制定する法律に対しては、国王、すなわち総督が裁可権を有していて、これを拒否することができた。そしてイギリス本国の議会の制定する法律が、植民地にも適用され、植民地議会にはこれに反するような法律を制定することは許されなかった。

植民地人は、イギリスの統治制度をすぐれた制度と考えており、自分達もイギリス人としてイギリス人の権利を持っていると考えていた。しかし、植民地内部の事項に対するイギリス本国の干渉に、次第に不満が高まっていった。とりわけイギリスが戦争の出費を植民地に負担させようとしたため、アメリカ植民地とイギリス本国の間の関係は、陰悪になっていった。

イギリス政府は、植民地はその防衛のための費用をより大きく負担すべきだと考えた。そのため、1764年、イギリス議会は砂糖法を制定し、砂糖の材料の輸入の関税徴収の仕組みを強化した。さら

には貨幣法が制定され、植民地における紙幣の発行が禁止された。そのうえ 1765 年の印紙税法は、法律文書や新聞紙などに税金を課し、植民地人の強い反感を買った。

植民地人は、これらのイギリス本国による課税に対し、「代表なければ課税なし」と主張して抵抗していた。植民地の代表は、イギリス本国議会で誰も選出されていなかったからである。植民地人のイギリスへの反感は、1770 年のボストン虐殺事件によってさらに悪化した。マサチューセッツのボストンで、住民が兵士に雪だまを投げたところ、兵士が発砲し、5 人の住民が死亡した。ところが兵士達のほとんどは無罪となり、虐殺に対する責任を問われなかったことで、植民地人は激怒したのである。

そして、1773 年、破産に瀕する東インド会社の救済のため同社に茶輸入の独占権を付与したことに反発して、植民地人がボストン港で停泊中のイギリスの茶の船を原住民に変装して襲撃し、茶を湾に投げ込むという事件が生じた（ボストン・ティー・パーティー事件）。これに対しイギリス本国は、ボストン港を閉鎖するなどの強硬弾圧策に出たことから、一挙に両者は衝突に及んだ。

植民地としての方針を決定するために、1774 年 9 月、1775 年 5 月、相次いで大陸会議が開催された。第 1 回大陸会議は、イギリスの強行弾圧策の撤回と、植民地の自治を求めた。ところがイギリス本国は、1775 年マサチューセッツは反乱状態にあると宣言した。1775 年 4 月、コンコードで戦闘が始まった。第 2 回大陸会議は、軍を組織し、その指揮官としてジョージ・ワシントンを選出した。国王は、妥協を拒否し、すべてのアメリカの植民地が反乱状態にあると宣言した。

植民地が初めからイギリスからの完全な独立を求めていたのかどうかは定かではない。植民地人は、イギリス政府が腐敗していて、

公共善を実現しそこなっており、植民地人が立ち上がれば、その悪政を悟り、植民地の利益のために統治を行ってくれるものと期待していたのかもしれない。だが、1776年、トム・ペインが『コモンセンス』というパンフレットを出版し、イギリスとの交渉を否定し、完全な植民地の独立を主張するなどして、機運は急速に、イギリスからの独立に傾いていった。

独立宣言とアメリカ合衆国の形成

独立への第一歩は、1776年の独立宣言であった。この宣言は、自然権思想に基づいて「すべての人が平等に造られ、創造主によって一定の不可譲の権利を付与され」ていることを自明の真実として宣言するとともに、政府がこれらの権利を侵害しているときには人民にはその政府を改廃し、新たな政府を組織する権利、革命権があるとし、国王ジョージ3世の悪政を非難し、独立の必然性を高らかにうたい上げた¹⁾。そして13の植民地は、それぞれイギリスから独立し、^{ステイト}邦となった。そして、各邦は、それぞれで憲法を制定した。その上で、1781年、それぞれの邦が緩やかな連合国を形成する連合規約(Articles of Confederation)を結び、アメリカ合衆国(United States of America)が樹立された。この連合規約が、アメリカの最初の憲法である。だが、この連合規約もとのアメリカは、

1) 独立宣言は、以下の真実を自明のものと考えたと宣言する。

①すべての人が平等に造られ、創造主によって一定の不可譲の権利を付与され、その中に、生命、自由及び幸福を追求する権利が含まれること。

②これらの権利を確保するために、人々の間に政府が組織され、政府の正当な権力は被治者の同意に基づくこと。

③いかなる形態の政府であれ、これらの目的を破壊するようになったときには、いつでもそれを変更ないし廃止し、自分達の安全と幸福を図るのに最も適していると考えよう形態の諸原理に基づき、そのような形態で権力を整えた新たな政府を組織することは人民の権利である。

第3章 統治の基本構造

ければ大統領にはなれないという仕組みがとられていることがある。国民が 대통령を直接選出できるよう憲法を改正すべきだという声もあるが、この間接選挙の仕組みは小さな州の利益を守るものであるので、憲法改正の可能性は少ない。

またアメリカの選挙制度において、候補者の氏名の書かれた投票用紙に、投票所で該当箇所に穴を開ける装置が用いられていたにもかかわらず、装置の老朽化や不具合の結果、投票者の意思を読み取ることが難しかった点にも問題があった。これ以降、電子式の投票装置を導入するところが増えている。

任期と大統領が死去・辞職した際の継承と代行

任期は4年であり、既に見たように修正第22条によって3選は禁じられている。大統領は、「反逆罪、収賄罪その他の重大な犯罪及び非行」のために弾劾の訴追を受け、有罪判決を受けない限り解職されない（第2条第4節）。

なお、アメリカではしばしば現職の大統領が暗殺されるなど、大統領が欠けるときがあった。そのような場合の継承と代行の仕組みが修正第25条によって整えられている。

3 大統領の権限

執行権

大統領は執行権を有しているが、その執行権が何を意味するかは明確ではない。というのは、実際には、法律の執行の重要な部分は、大統領あるいは大統領のもとにある執行府によってではなく、連邦議会が創設した独立行政委員会などの「行政機関」によって行われているからである。連邦取引委員会や連邦通信委員会、証券取引委員会など、これらの行政機関は、いずれも執行府の外に設けられた合議制の委員会であり、大統領には委員の任命権はあっても、罷免権は

限定されており（法律で定める理由がない限り罷免はできない）、大統領はその決定を具体的に指揮することはできないのである。そのため、アメリカではこの独立行政委員会の存在が、大統領の執行権を侵害しないかどうかが常に問題とされてきた（第6章第1節2参照）。

また、第2条第1節による執行権の大統領への付与が、明文で列挙された権限を総称する名称にすぎないのか、明示的に列挙されていない固有の権限を大統領に付与したのかも明確ではない。この点は、第2条第1節が、執行権を大統領に付与するに際し、連邦議会の場合のように、「この憲法によって与えられる」との限定を伴っていないことにも関わっている。大統領は、いずれも明示的に列挙されていない権限をも固有の権限として付与したものと解釈し、大統領の権限を正当化してきているが、しばしばその主張は厳しい批判にあっている（第6章第1節1参照）。

大統領に付与された権限

なお第2条第2節及び第3節によって、大統領には軍の最高司令官としての権限、条約締結権等の外交関係処理する権限、職員の任命権などが与えられている。すなわち、大統領は、合衆国の陸軍及び海軍及び合衆国の兵役のため招集された各州の民兵の最高司令官である（第2条第2節第1項）。また大統領は、上院の助言と承認を得て、条約を締結することができる。ただし、出席する上院議員の3分の2の承認が必要である（同第2項）。大統領は、全権大使、その他の公の外交使節及び領事、最高裁の裁判官及びその任命について憲法の中に他に規定がなく、法律で定められた他の合衆国職員を指名し、上院の助言と承認を得て任命する権限を有する。ただし、連邦議会は、法律によって、適当と認める下級職員については、その任命権を大統領のみに、または法律裁判所、各部局の長に付与することができる（同上）。さらに大統領は、執行部門のそれぞれの

主要な職員に対し、それぞれの職の職務に関するいかなる事項についても、書面で意見を求めることができる（第2条第2節第1項）。全権大使その他の公の外交使節を接受するのも、大統領の権限である（第2条第3節）。大統領は、随時、連邦議会に国の現況についての情報を提供し、必要かつ便宜と思われる措置を考慮してもらえよう勧告を行う（同上）。そして大統領は、法律が誠実に執行されるよう配慮し、合衆国のすべての職員に辞令を発する（同上）。非常事態には、大統領は、両議院またはいずれかの一院を招集することができる（同上）。さらに、大統領は、弾劾の場合を除いて、合衆国に対する犯罪について刑の執行停止や恩赦を与えることができる（第2条第2節第1項）。

このうちしばしば重大な憲法問題を提起するのが、軍の最高司令官としての権限である。というのは、合衆国憲法は軍を組織し、予算を付ける権限及び戦争を宣言する権限を連邦議会に付与しつつ、大統領を軍の最高司令官と定めているからである。そのため、大統領が、明示の連邦議会の戦争宣言なしに軍を投入したとき、軍勢力の行使が憲法適合的かどうか問題となるのである。後述するように、連邦議会は戦争権限決議を採択し、大統領が連邦議会の事前の承認なしに軍を投入した場合、連邦議会が一定期間内にこれを承認しなかったときに大統領は軍を撤退させるものとしているが、この決議が合憲かどうかまだ定かではない（第6章第2節2参照）。

なお、外国による侵略や内戦、大規模な自然災害などの場合、大統領はマーシャル・ロー（非常事態法）を適用し、民政政府の機能の一部または全部を停止し、一時的に軍政をしくことができる。合衆国憲法には明文の規定はないが、一般にこのような権限は認められている（ただし、大統領と連邦議会の権限関係はなお定かではない）。合衆国憲法も、このような緊急事態における人身保護令状の停止の

可能性を認めているところである（第1条第9節）。リンカーン大統領は南北戦争中にマーシャル・ローを宣言して人身保護令状を停止し、連邦議会もこれを承認した。最高裁は、*Ex parte Milligan*, 4 Wall. (71 U.S.) 2 (1866) において、このような人身保護令状を停止する権限を否定しなかったが、通常の裁判所が開かれ機能しているときに、軍事裁判所が民間人を裁判にかけ有罪とすることは許されないと判断している。

執行府命令

大統領がその権限を行使する際に最も重要な役割をはたすのが、執行府命令（大統領命令）である。明文の根拠はないが、第2条第1節または連邦議会による授権に基づいて発せられるこの命令は、連邦政府及びその職員にその権限行使にあたって従うべき事項を命じるものである。発せられた執行府命令の数は膨大であるが、どのくらいの数の執行府命令を発するのかは大統領によって大きく異なる。オバマ大統領が発した執行府命令の数は比較的少なかったが、ランプ大統領は就任後次々と執行府命令を発して、オバマ政権の政策を覆している。その中には、イスラム教信者が多い中東諸国からの入国を当面停止するものから、メキシコとの国境に壁を築き、違法滞在移民の即時強制送還を命じ、さらに違法滞在移民の強制送還に協力しない自治体への連邦の補助を否定するもの、規制緩和を図り、地球温暖化を防ぐためのさまざまな規制を撤廃するもの（地球温暖化を防ぐためのパリ協定からも離脱するといわれている）、アメリカ第一主義に基づき、アメリカ製品を購入しアメリカ人を雇用することを命じ、環太平洋パートナーシップ（TPP）から離脱し、カナダ及びメキシコとの間で結んだ自由貿易協定（NAFTA）の再交渉を命じるものまで極めて広汎である。また、妊娠中絶を行ったり、妊娠中絶に関する情報を提供する国際組織への連邦の補助を禁止するなど

第3章 統治の基本構造

(さらにトランス・ジェンダーの生徒を保護するため希望するトイレを使えるように義務づけるなどしたオバマ政権の指針も撤廃した)、個人の権利にも大きな影響を与える政策変更も多い。さらに、オバマケアを定めた法律の廃止を宣言した執行府命令にも署名している(ただし、オバマケアを根本的に改廃する法律は、連邦議会の壁に阻まれている)。

このような執行府命令に立法の裏付けがないような場合には、権力分立原則違反の問題を生じさせるし、また執行府命令が個人の権利を侵害する場合には、憲法違反とされる可能性がある。

第3節 司法府

1 裁判所

司法権は、1つの最高裁判所と連邦議会が随時創設し設置する下級裁判所に付与されている(第3条第1節)。

アメリカの裁判所制度

アメリカの裁判所制度は、州裁判所制度と連邦の裁判所制度の二重構造からなっている。州裁判所は各州が設立するが、多くは事実審裁判所たる第1審、控訴裁判所そして最高裁判所の3審構造になっている(ただし、2審構造の州もある。また軽罪事件や小額の民事事件を担当するための裁判所が設けられていることが多い)。連邦の裁判所制度は合衆国憲法第3条第1節にしたがって、連邦の裁判所法により樹立され、基本的には地裁と連邦控訴裁、そして連邦最高裁の3審構造になっている。連邦控訴裁は、初め裁判官が地区を巡回していたことから、いまなお巡回区控訴裁と呼ばれ、現在コロンビア特別区と11の巡回区にそれぞれ1つの控訴裁と請求裁判所からの控訴等を扱う連邦巡回区控訴裁の計13が存在する。なお、アメリカでは一般に控訴裁判所は、法律問題を扱い、事実問題について新たに事実を認定することはない。裁判のやり直しが必要な場合は、原判

プロセス理論のもとで実体的に保護する実体的デュー・プロセス理論復活への道が開かれた。

Roe v. Wade

そして最高裁は、Roe v. Wade, 410 U.S. 113 (1973)において、まさにデュー・プロセス条項に訴えて、憲法のどこにも明文で保護されていない女性の妊娠中絶の権利をプライバシーの権利として認めるに至った。

この事件で問題とされたテキサス州法は、母体の生命を救う場合を除いて妊娠中絶を禁止していた。最高裁は、ブラックマン裁判官の法廷意見により、Lochner 判決のホームズ裁判官の反対意見を引きながらも、プライバシーの権利を修正第14条の「基本的」な権利であるとして、修正第14条のデュー・プロセス条項によって保護された「自由」の中に認め、中絶するかどうかの女性の決定権もそれに包摂されると判断した。最高裁は、この権利も絶対的なものではないとしながら、それは基本的な権利だとし、その制約はやむにやまれない利益達成に不可欠でなければ正当化できないとした。そして、胎児は修正第14条にいう「人」に該当せず、それゆえ中絶規制は、母体保護と胎児保護という2つの目的によってのみ正当化されうるといふ。

だが、最高裁は妊娠期間を3分割し、初めの3分の1の期間は、自然出産より中絶の方が危険だとはいえず、母体保護のための規制は許されないという。母体保護という目的がやむにやまれないものとなるのは、3分の1の期間が過ぎてからであり、それ以後であっても、規制は母体保護に合理的に関連していなければならないといふのであった。また胎児保護の利益がやむにやまれないものとなる

10) Eisenstadt v. Baird, 405 U.S. 438 (1972).

のは、胎児が母胎と離れても生育しうる時期（生育可能性と呼ばれ、それは通常28週、早ければ24週とされていた）になってからであり、それ以後であれば母体の生命・健康を維持するのに必要な場合を除いて中絶を禁止することも許されるとされた。こうして、禁止がこのような場合に限定されていない本件の中絶禁止法は、デュー・プロセス条項違反として違憲と宣言されたのであった。

コモン・ローの伝統を引き継いでアメリカでは胎児の胎動以降の妊娠中絶が禁止されるに至っていた。しかし妊娠中絶を求める声に押され、1960年代には妊娠中絶を例外的に認める州が増えていた。テキサス州は、母体の生命を救う場合を除いて妊娠中絶を禁止していた点で、全体の流れの中では例外的な州に属していた。だが、最高裁の違憲判断のためにすべての州の妊娠中絶規制が違憲とされたことになる。

2 Roe v. Wade 以後

妊娠中絶規制の限界

このRoe判決は、女性の中絶権を認める立場からは歓迎されたが、中絶に反対する立場からは激しく攻撃された。Roe判決に反対する者は、憲法改正によって同判決を覆すことから、中絶に対する連邦裁判所の管轄権を否定して事実上同判決を無意味にすることまで、さまざまな主張を行ってきた。共和党政権は、この立場から最高裁にRoe判決を覆すよう求め、さらに最高裁裁判官の任命に際し同判決に批判的な者を選んできた。連邦議会も、共和党支配下では中絶に対する医療費補助を拒否するなど中絶に消極的な立場をとってきた。

しかし政治的立場は別にしても、この判決が実体的デュー・プロセス理論を復活させ、憲法典に明文根拠を欠くプライバシーの権利

をデュー・プロセス条項で保護したこと、しかもやむにやまれない利益の基準のもと、きわめて厳格な審査を行ったことは、Lochner判決の繰返し(Lochnerizing)だという批判を招いた。Roe判決は、かつての実体的デュー・プロセス理論同様、正当な憲法解釈権の限界を超えた不当な司法審査権の行使だというのである。こうしてRoe判決は、1970年代後半から80年代にかけて最も論争を呼んだ最高裁判決となった。

しかし最高裁は、その後もこのRoe判決を確認してきた¹¹⁾。そして最高裁は、中絶禁止のみならず、実質的に中絶決定権の制約になる諸制度を覆してきた。Doe v. Bolton, 410 U.S. 179 (1973)では、認可された病院でなければ中絶を行ってはならないという規定、中絶には病院の委員会の事前承認を必要とする規定、そして2人の医師による確認要件規定が違憲と宣言された。これ以後も、Planned Parenthood of Central Missouri v. Danforth, 428 U.S. 52 (1976)では、配偶者の事前同意要件が、またAkron v. Akron Center for Reproductive Health, Inc., 462 U.S. 416 (1983)では、初めの3分の1の期間以後の中絶は病院で行わなければならないという要件や¹²⁾、

11) Akron v. Akron Center for Reproductive Health, Inc., 462 U.S. 416 (1983); Thornburgh v. American College of Obstetricians and Gynecologists, 476 U.S. 747 (1986). 後述するように現在もRoe判決は維持されている。Planned Parenthood of Southeastern Pennsylvania v. Casey, 505 U.S. 833 (1992). もっとも、これはもっぱら先例拘束性を理由とするものであり、後述するように、現在ではRoe判決の趣旨はかなり修正されている。

12) この中絶を病院に限った規制が許されないことは、Planned Parenthood Association of Kansas City v. Ashcroft, 462 U.S. 476 (1983)でも確認されたが、外来だけの診療所まで含まれていれば許されるとされている。Simopoulos v. Virginia, 462 U.S. 506 (1983). また、のちにThornburgh判決で限定されたが、Ashcroft判決では、生育可能性が認められた後の中絶にもう1人の医師が立ち会うことの要求も支持されていた。

同意のための情報提供義務という名のもと中絶を思いとどまらせるよう細かい事項の告知を要求した規定なども覆されている。そして *Thornburgh v. American College of Obstetricians and Gynecologists*, 476 U.S. 747 (1986) でも、事前の詳細な告知要件が中絶を思いとどまらせようという試みだとして違憲だとされ、さらに胎児の生育可能性が認められる場合の医師の注意義務を定めた規定及び緊急時の例外なくもう1人の医師の立会いを義務づけた規定も、違憲とされた¹³⁾。

しかし中絶に対する政府補助となると、最高裁の態度は大きく異なる。治療的でない、つまり医学的に必要ではない中絶に対する医療補助を否定した州法を、最高裁は *Maher v. Roe*, 432 U.S. 464 (1977) で平等保護条項違反の主張に対して支持した。州は中絶を禁止できないが、出産を奨励することはでき、この法律はRoe判決で認められた基本的権利を侵害するものではないというのであった。さらに *Harris v. McRae*, 448 U.S. 297 (1980) では、母体の生命

13) もっとも、未成年者の中絶については、最高裁もいくぶん態度が違っている。*Danforth* 判決では、未成年者の中絶に先立ち親の同意を要求することは許されないとされ、その趣旨はその後 *Bellotti v. Baird*, 443 U.S. 622 (1979) 及び *Akron* 判決でも確認されている。しかしここでは同時に、裁判所によって同意が与えられる余地があれば、親の同意を要求することも許されうると示唆され、実際 *Planned Parenthood Association of Kansas City v. Ashcroft*, 462 U.S. 476 (1983) ではそのような余地があるとして親の同意要件が支持されている。また *H. L. v. Matheson*, 450 U.S. 398 (1981) では、中絶に先立って親への通知を要求する制度が支持されている。これらの趣旨は最近の判例によっても確認されている。*Ohio v. Akron Center for Reproductive Health*, 497 U.S. 502 (1990); *Hodgson v. Minnesota*, 497 U.S. 417 (1990); *Planned Parenthood of Southeastern Pennsylvania v. Casey*, 505 U.S. 833 (1992); *Lambert v. Wicklund*, 520 U.S. 292 (1997). また、*Ayotte v. Planned Parenthood of Northern New England*, 546 U.S. 320 (2006) 参照。

保護のため必要な場合等を除いて、州に対する中絶のための連邦の補助金支出を禁止した法改正規定を今度はデュー・プロセス条項違反の主張に対して支持し、この趣旨を確認した。

Webster と Casey

ところが1980年代、共和党政権のもとでRoe判決に対する批判が強まり、そして最高裁も、ついにWebster v. Reproductive Health Services, 492 U.S. 490 (1989)において姿勢を変えた。この事件では、中絶にさまざまな制限を設けたミズーリ州法の合憲性が争われた。同法は、前文で胎児の生命は妊娠の時点で生じ、胎児は生命権を持つと宣言した上で、さらに妊娠した女性の生命を救うために必要な場合を除いて、州の職員が中絶を行いそれを援助すること、あるいは公共の施設で中絶を行うことを禁止していた。

最高裁は、この前文と州による中絶の禁止を5対4で支持した。レーンキスト主席裁判官の法廷意見は、前文の解釈について州裁判所に判断を委ね、州には中絶を行い援助する義務はないとして州による中絶の禁止を支持したのであった。さらに同法は、妊娠20週以降の中絶には胎児が母胎を離れて生育しうかどうかのテストを医師が行うことを義務づけていた。Roe判決によれば、州が胎児の生命保護のため規制を行いうるのは、胎児が母胎を離れて生育しうる時期になってからであったが、レーンキスト主席裁判官らの3裁判官による相対多数意見は、Roe判決の妊娠期間を3分割した厳格な分析に疑問を投げかけ、この州法の要件を支持したのであった。そしてこの判断は、結果的に他の2人の裁判官の支持を得た。

本判決がRoe判決を修正したのかどうかは難しい問題である。しかし、明らかなことは、最高裁がRoe判決を覆すことまではしなかったということである。相対多数意見は事案が異なるとして、Roe判決を修正するにとどめ、同判決を覆すことを拒絶したので

ある。Roe 判決を明示的に覆すべきだと強く主張したのはスカリア裁判官のみであった。

最高裁は、Planned Parenthood of Southeastern Pennsylvania v. Casey, 505 U.S. 833 (1992) でも、先例拘束性を理由に Roe 判決を確認した。しかし各裁判官の意見は大きく分かれ、Roe 判決の将来はますます不確定となった。オコナー裁判官ら3人の意見は、先例拘束性を理由に Roe 判決の中核的判示を確認し、女性の妊娠中絶の権利がプライバシーとして修正第14条で保護される「自由」に含まれることを確認しつつ、妊娠期間を3分割した枠組みは同判決の中核的部分ではなかったとして斥け、「不当な負担」基準をとる。そして、配偶者告知要件だけは違憲としつつ、インフォームド・コンセント要件や24時間の待機要件などを合憲とした（そして Akron 判決と Thornburgh 判決をその限りで覆した）。そして、配偶者告知要件だけは、他の2人の裁判官の同意により違憲とされた。しかし、Roe 判決を確認し、厳格審査を適用したのはブラックマン裁判官1人であった。これに対し、レーンキスト主席裁判官ら4人の裁判官は、Roe 判決は誤って下されたとしてその破棄を主張した。そして妊娠中絶の権利はそもそも修正第14条によって保護された「自由」に含まれないし、また含まれたとしても、その制約には合理的根拠テストが適用されるべきで、制約は合理的だとしたのである¹⁴⁾。

14) この他最高裁は、Rust v. Sullivan, 500 U.S. 173 (1991) では、家族計画に対する連邦の補助を中絶を行う医院に与えてはならないという連邦法の規定に関する行政規則が、中絶に関するカウンセリングをも排除し、中絶を行う施設から切り離されていることまで要求していても、違憲とはいえないとしている。また、Mazurek v. Armstrong, 520 U.S. 968 (1997) では、妊娠中絶の実施資格を免許を受けた医師に限定した州法が支持されている。

著者紹介

松井茂記 (まつい しげのり)

1955年 愛知県に生まれる。
1978年 京都大学法学部卒業
1980年 同大学大学院法学研究科修士課程修了
現在 ブリティッシュ・コロンビア大学ピーター・アラード・スクール・オブ・ロー教授、大阪大学名誉教授
専攻 憲法・比較憲法論
主著 司法審査と民主主義 (有斐閣, 1991)
裁判を受ける権利 (日本評論社, 1993)
二重の基準論 (有斐閣, 1994)
情報公開法 (第2版) (有斐閣, 2003)
日本国憲法 (第3版) (有斐閣, 2007)
LAW IN CONTEXT 憲法 (有斐閣, 2010)
カナダの憲法—多文化主義の国のかたち (岩波書店, 2012)
マス・メディア法入門 (第5版) (日本評論社, 2013)
表現の自由と名誉毀損 (有斐閣, 2013)
インターネットの憲法学 (新版) (岩波書店, 2014)
インターネット法 (共編著) (有斐閣, 2015) ほか。

アメリカ憲法入門 [第8版] 外国法入門双書 American Constitutional Law [8th Edition]

1989年 3月30日 初版第1刷発行
1992年 3月30日 第2版第1刷発行
1995年 11月10日 第3版第1刷発行
2000年 2月25日 第4版第1刷発行
2004年 4月10日 第5版第1刷発行
2008年 12月25日 第6版第1刷発行
2012年 12月20日 第7版第1刷発行
2018年 4月10日 第8版第1刷発行

著者 松井茂記

発行者 江草貞治

発行所 株式会社 有斐閣

郵便番号 101-0051

東京都千代田区神田神保町 2-17

電話 (03) 3264-1314 (編集)

(03) 3265-6811 (営業)

<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷・株式会社理想社／製本・大口製本印刷株式会社

©2018, 松井茂記. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-04823-2

JCOPY 本書の無断複製(コピー)は、著作権法上の例外を除き、禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構(電話03-3513-6969, FAX03-3513-6979, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。